

理 由

1 本件措置請求は、平成23年12月13日に締結された川崎高等学校解体工事請負契約（以下「本件契約」という。）について、本市（まちづくり局）が積算金額を算出するに当たり、川崎市、横浜市、神奈川県で協定した協定単価（以下「協定単価」という。）を用いておらず、また、協定単価表にない項目について財団法人経済調査会作成の積算資料（以下「積算資料」という。）を用いていないことが、違法又は不当であると主張して、市長に対して、本件契約を取り消し、本件工事が未了であるならば、その工事中止とともに支払済みの工事代金の返還の請求、工事完了ならば支払済みの工事代金の返還の請求をするよう勧告することを求めるものである。

2 請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 工事価格を積算するに当たり、協定単価及び積算資料を用いないことは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項及び第167条の6第2項に違反する。

(2) 協定単価及び積算資料は、粗悪な工事の防止、落札業者と発注者の談合などの未然防止及び発注者の恣意的落札を防止するために定められたものであって、発注者は厳にそれを遵守すべき義務があるにもかかわらず、これらを用いられなかったため、本件契約は廉価かつ恣意的に契約された。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求は、違法若しくは不当な財務会計行為又は財産管理等を怠る事実の結果、当該地方公共団体に損害の発生又はそのおそれがあることが要件であるとされており、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象とならないとされている（平成6年9月8日最高裁判決）。

まちづくり局の説明によれば、本件契約による工事は、解体する建物が突出して大規模であるため、廃材処分費等の単価の低減が見込まれたこと、最近の契約価格を勘案し、工事価格の積算に当たっては3者から見積書を取得して算

出したとのことであり、このことによって、契約価格において本市に不利が生じるものにはならない。

本契約による解体工事は既に施工中であるが、請求人は、川崎市に直接的な損害はないとした上で、本件契約は無効又は取り消されるべきであるため、本市に発生した損害は契約金額である2億3,630万円となると主張しているのみで、本件契約による工事がずさんであったため損害が発生した等、損害の発生又はそのおそれを具体的に主張していない。

以上のことから、本件契約は、本市に損害をもたらすものではないため、本件措置請求は法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とはならない。

- 4 なお付言するに、協定単価は、国土交通省から配布される土木工事積算基準等の設定及び改定に関する資料を参考として、その解釈及び運用の統一を図るために、本市建設緑政局が発注する土木工事について申合せがなされたものであるが、これは、施行令第167条の6第1項により公告が義務づけられている入札条件には該当せず、積算資料も同様である。また、施行令第167条の10第2項は、工事価格の積算方法について何ら規定するものではない。

したがって、本件契約の工事価格の積算において、協定単価及び積算資料が用いられていないことは、施行令第167条の6及び施行令第167条の10第2項に違反するものではない。

- 5 適正かつ公平な入札手続きを実現するための方策については、様々な議論が行われているところであるが、いずれにしろ、前記3項に記載したとおり、本件措置請求は、法第242条の要件を欠いたものである。よって、合議によりこれを却下すべきものと判断した。